



荒川区での新型コロナウイルス感染症の状況

区内の介護施設や学校などで、連日のように、新型コロナウイルスの感染が確認されています。地域の方からも、身近な方が濃厚接触者になったと伺うこともあります。

12月15日に行われた健康・危機管理対策調査特別委員会で、荒川区における新型コロナウイルス感染症の状況が報告されました。

現状はどうなっているの

委員会開催時点での区内累計感染者数は715人。当時、区が対応していた感染者は81人、そのうち40人が入院、ホテル療養が23人、調整待機中が18人でした。調整には入院の場合1～2日、ホテル療養の場合は2～3日かかるとのことでした。

区内施設の感染確認数（か所）

		累計	11月
介護事業所		10	4
学校	小	7	2
	中	3	
幼稚園	区立	1	1
	私立	2	—
保育園		7	3
学童		1	—
各種学校		1	—

区が確保している病床数は12床（内、2床は区外病院）です。すでに確保病床数を上回っています。委員会で病床数を区内で更に確保するよう求めました。

区外入院先は主に都立病院です。この点からも、都立病院の独立行政法人化はストップすべきではないでしょうか。

PCRセンターの運営は

検査体制を整えた医療機関が増えたこともあり、PCRセンターでの検査数は以前よりも減ってきているようです。また、PCRセンター（所在地非公開）が移転をしました。新しい所は、比較的人通りがあります。検査を受ける方にも、通行人やご近所のみなさんにも配慮が必要です。区はPCRセンターでの職員の体制を1名増やし8名で対応にあたっているとのことでした。



介護・障がい者施設、高齢者のPCR検査

東京都が予算化した介護・障がい者施設でのPCR検査には訪問系の事業所が含まれていませんでしたが、荒川区独自に予算を付けて、希望するすべての介護・障がい者施設でPCR検査を公費で受けられるようになりました。

ただし、今年度1回のみでの検査です。事前調査で検査を希望するのは、区内全340事業所中150事業所（5割未満）とのこと…。万一を考えると、検査を躊躇してしまうことも理解できます。区独自の補償を検討するよう求めました。

高齢者への検査は、対象者にお知らせが届きますので、ご確認ください。1月中旬から検査がスタートする予定です。

荒川区保健所の体制は

東京都や荒川区他部署から応援職員が保健所に入っていますが、残業時間が月70時間を超えた保健所職員もいたと報告がありました。感染者への連絡などコロナ対応の業務以外に、通常業務もあります。今後ワクチンが国内に入り接種が始まれば、業務はさらに増えます。改めて保健所に職員を増やし、万全の態勢で臨むよう要望しました。

年末年始の体制

例年どおり医療機関が休日当番をします（最新情報は区のホームページや区報でご確認ください）。保健所は年末年始も業務を行い、PCRセンターも2回稼働をする予定です。



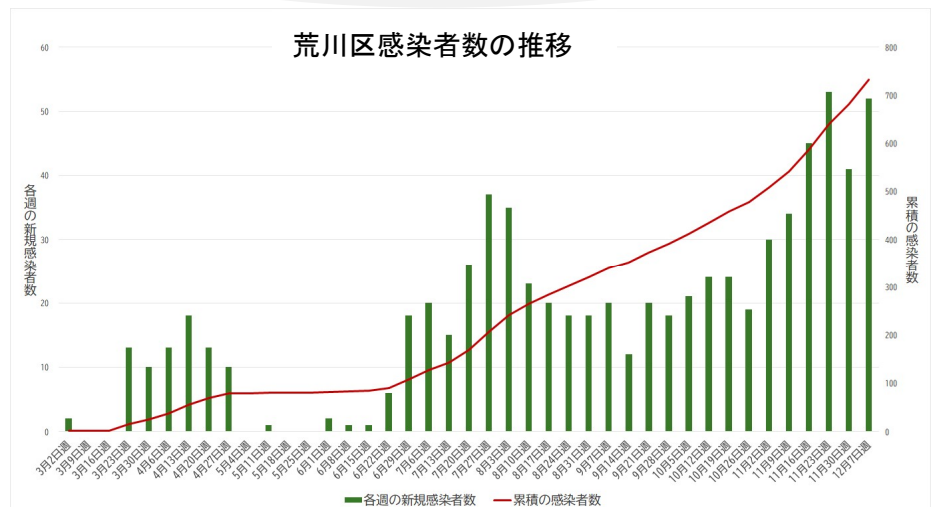
熱が出た！どうすればいいの？

東京都発熱相談センター【電話：03-5320-4592】

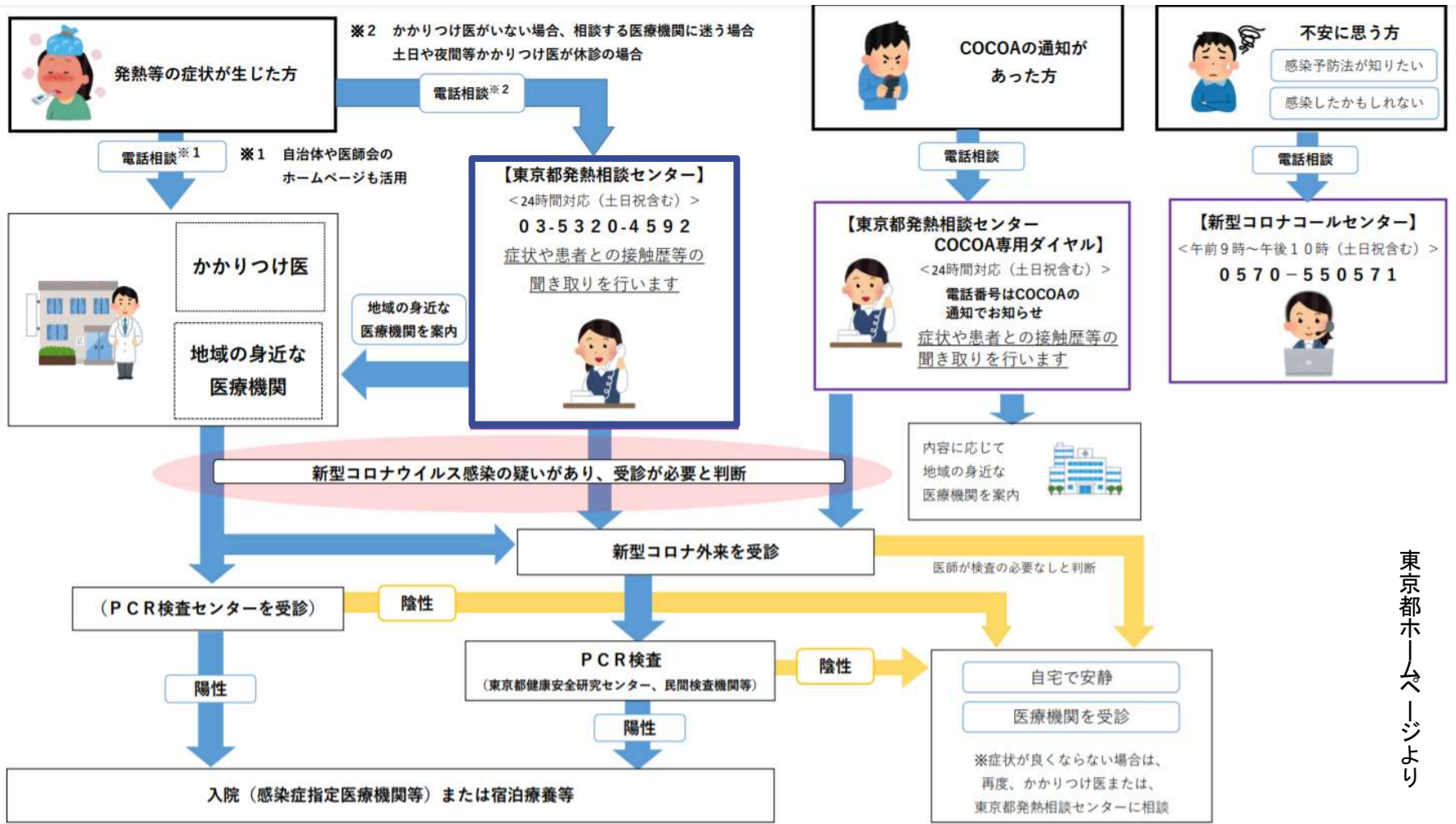
か、かかりつけ医に電話で相談してください。COCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）の通知があった方は、通知のあった専用ダイヤルに連絡をしてください（裏面参照）。

委員会後も感染が広がっています。区のホームページでは、12月18日現在までの荒川区内の感染者数は761名。ワクチンも入らない、特効薬もない現状では、PCR検査を拡充、無症状の方を保護して感染拡大を防ぐことが最も有効ではないでしょうか。引き続き、検査の拡充を求めます。

同時に経済対策も必要です。持続化給付金の申請は来月、1月15日までです。該当の事業者さんは、お忘れなく。再給付を求める声はツイッターでも多数です。



☆ 新型コロナウイルス感染症が心配な時 ☆



荒川区ながらスマホ防止条例 2021年1月1日施行

9月会議で可決された「荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例」が、2021年1月1日から施行します。スマートフォンなどをしながらの歩行や自転車・自動車等の運転を禁止する条例で、罰則規定を伴わない、啓発的な内容です。

危険な「ながらスマホ」をなくすために、皆さんと力を合わせていきたいと思えます。ご意見をお寄せください。

禁止の内容 公共の場所で、スマートフォン等の画面を注視しながら歩行すること（特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません）

道路交通法及び関係法令において禁止されているスマートフォン等の使用をしながら自動車等または自転車を運転すること
禁止の対象となる場所：区内の道路、公園、駅前広場、区等が管理す



る屋外駐車場、児童遊園等の公共の場所（建物内等除く）

罰則 歩行者に対する罰則はありません。ただし、区民等及び事業者は、歩きスマホ防止に関する意識啓発など、区の施策に協力するよう努める責務があります。

歩行者がスマートフォン等を使用するには
スマートフォン等を使用する時は、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません。

【問合せ】 区民生活部生活安全課
電話番号：03-3802-3111（代表） ファクス：03-3891-8892



区民アンケート実施中 ☆☆☆

ご自宅ポストに届いた用紙、または←左のQRコードからWEBで、リアルな声をお寄せください！

定例☆法律相談 生活相談は年末年始も

日時：1月22日（金）18:30～20:00

会場：北村あや子事務所 TEL&FAX:03-3894-6668

くらし・仕事のお悩み・・・ひとりで悩まず、ご相談ください。

弁護士と北村が相談をお受けします。

お急ぎの場合は法律事務所の相談日などをご案内します。

生活相談は随時受け付けています。困ったときにはいつでもどうぞ。留守電にお名前と電話番号を入れてください。

